

## 診療報酬調査専門組織・医療技術評価分科会について

## 1 概要

- 平成15年7月に設置された診療報酬調査専門組織は、中医協診療報酬基本問題小委員会の求めに応じ、診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関し、調査、検討することとされている。
- 診療報酬調査専門組織・医療技術評価分科会は、医学、歯学、看護学及び経済学等の各分野における学識経験者等から構成され、技術的課題のうち、医療技術の適正な評価について、調査、検討することとされている。

## 2 実施状況

## (1) 医療技術に関する調査

- 医療技術の適正な評価の観点から、平成15年度は、医療技術の難易度・時間・技術力に関する調査、重症化予防技術に関する調査及び新しい技術の有効性等に関する調査等に関して調査設計を実施
- 平成16年度は、関係学会の協力の下、「内科系外来技術の難易度及び時間に係る調査」等11種類の調査を実施

## (2) 医療技術の評価・再評価

- 医療技術の適正な評価の観点から、学会等から提出される医療技術評価希望書に基づき、新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価を実施
- 平成16年度診療報酬改定においては、学会等から要望のあった約580の技術のうち、本分科会で評価、選定された約30の技術を保険導入

# 診療報酬調査専門組織について

## 1 概要

- 診療報酬体系の見直しに係る技術的課題に関し、専門的な調査及び検討を行うことを目的として、平成15年7月に設置。技術的課題に応じ下記分科会から構成

【DPC評価分科会】 . . . . . DPC導入の評価及び影響の検証等  
【慢性期入院医療の包括評価調査分科会】 . . . . . 慢性期入院医療の包括評価  
【医療機関のコスト調査分科会】 . . . . . 医療機関のコスト  
【医療技術評価分科会】 . . . . . 医療技術の評価

- 保険診療に係る専門的知識を有する医学、歯学、薬学、経済学等に精通した保険医療専門審査員から構成

## 2 実施状況

### 【DPC評価分科会】

急性期入院医療に係る診断群分類別包括評価（DPC）について、導入の影響評価のための調査を実施

### 【慢性期入院医療の包括評価調査分科会】

療養病棟等に入院している患者の特性や医療提供状況等の調査を行い、患者特性等に応じた慢性期入院医療の包括評価について検討

### 【医療機関のコスト調査分科会】

入院時食事療養費に関するコスト調査等、医療機関の運営や施設に関するコストに関する調査・分析を実施

### 【医療技術評価分科会】

難易度、時間、技術力に関する調査、医療技術の評価・再評価のための学会等からの医療技術評価希望書の評価等を実施

## 高度先進医療専門家会議について

### 1 概要

- 高度先進医療専門家会議は、先進医療に関し学識経験を有する専門家から構成され、高度先進医療を実施する特定承認保険医療機関の承認及び個別の技術の承認に係る専門的な事項について検討

#### (参考)

高度先進医療制度は、新しい医療技術の出現や医療ニーズの多様化等に対応するため、特定承認保険医療機関で実施される個別の承認を受けた高度先進医療に係る療養のうち、一般の療養の給付と同様な基礎的診療部分（入院料等）について、特定療養費として保険給付を行うもの。

### 2 実施状況

#### (1) 特定承認保険医療機関

- 特定承認保険医療機関については、病床数、常勤医師・歯科医師数、当直体制、看護体制、内部の専門委員会の設置等を承認要件としているところ。  
平成17年4月現在で、126施設が承認されている。

#### (2) 高度先進医療技術

- 個別の高度先進医療技術については、高度先進性、有効性、安全性、社会的妥当性等を勘案して承認しているところ。  
平成17年4月現在で、109技術が承認されている。
- 平成16年4月に、承認審査の事務手続きの迅速化を図る観点から、特定承認保険医療機関であれば、個別の技術について承認を経ることなく届出で実施できる仕組みを設けたところ。  
平成17年4月現在で、既存技術のうち20技術がこれに該当

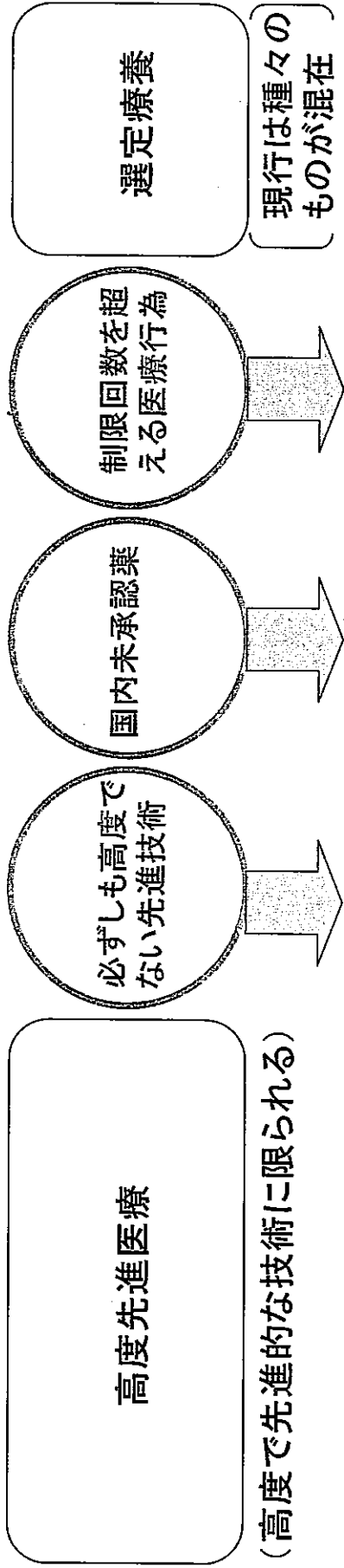
#### (3) 高度先進技術の保険導入等に係る評価

- 診療報酬の改定に当たって、高度先進医療の各技術について、実施件数、有効性等の実績報告に基づき、普及性、有効性、効率性、安全性、技術的成熟度の観点から、技術の評価を実施
- 平成16年の診療報酬改定時には、既存技術のうち7技術の保険導入について評価を行い、6技術について保険導入

# いわゆる「混合診療」問題への対応の考え方

○「特定療養費制度」を廃止し、「将来的な保険導入のための評価を行うものであるかどうか」の観点から、新たな枠組みとして再構成(平成18年通常国会で医療保険制度改革法案の中で対応)

○このような改革により、保険診療と保険外診療との併用に関する具体的な要望については、今後新たに生じるものについても、おおむねすべてに対応《現行》



【保険導入検討医療(仮称)】

《見直し後》 (保険導入のための評価を行うもの)

- | A類型 医療技術  | B類型 医薬品等   |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>約100技術、約2,000医療機関が新たに対象となる。</li> </ul> <p>(平成17年夏までを目途に対応)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>患者の要望を把握し、確実な治験の実施を促す。</li> <li>欧米で新たに承認された薬は自動的に検証の対象とする。</li> </ul> <p>(平成16年度中に対応)</p> |

【患者選択同意医療(仮称)】

(保険導入を前提としないもの)

- 快適性・利便性に係るもの
  - 医療機関の選択に係るもの
  - 制限回数を超える医療行為
- (平成17年夏までを目途に対応)

○療養の給付と直接関係のないサービス等については、保険診療との併用の問題が生じないことを明確化